

「行政と市民等の役割」について

素案に対する修正及び追加等補足意見整理表（10月8日 審議会）の10番参照

10月8日の第2回総合計画審議会のBグループ、「3章1節 少子化対策の総合的な推進」の審議の中で、委員から、「少子化対策を推進していくには、市民、事業者、行政が一体となって推進しなければ実現できない。民間職場では、育児休業は取れない、または、出産後、職場復帰はできないのが現状である。そのため素案に事業者の取り組みについて追加する必要がある」との提案をいただきました。

この提案に対し、担当部局の考え方として、「事業者は、労働者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう雇用環境の整備に努めます。」と整理しております。

ところで、上記の表現については、「素案に対する修正及び追加等補足意見整理表（10月8日 審議会）の3番の意見について、整理をしなければならないと考えます。

後期基本計画の策定にあたっては、まちづくりの主体は市民や事業者であり、宍粟市民のための総合計画を市民参画のもとで策定していくことに主眼を置き、審議会で審議いただいております。この点を踏まえれば、後期基本計画の素案の「行政と市民等の役割」、「市民等に期待される役割」の意味を、市民や事業者がまちづくりを主体的に行う中での役割と捉え、この趣旨に即した表現に変更したいと考えます。

つきましては、「行政と市民等の役割」から「市民・事業者と行政の役割」へ、「市民等に期待される役割」から「市民・事業者等の役割」へ変更することを提案します。また、各節中の文章も、「・・・期待します。」「・・・努めましょう。」から、「市民は、〇〇に努めます。」「事業者は、〇〇に努めます。」へ変更することを提案します。また、表記を「市民・事業者等の役割」を先に記述することとします。

第5回までの審議会の中で意見をいただき、修正をしたいと考えておりますので、グループ審議や意見票により意見をお願いします。